

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷一十第

論 說

累進課税の根據に就きて……………法學博士 神戸 正雄

貯穀と常平倉……………法學士 本庄榮治郎

勞賃の最大點及び最小點……………法學博士 田島 錦治

基礎社會衰耗の法則……………文學士 高田 保馬

植民地財政政策(二)……………法學博士 山本美越乃

マルクスの勞働價值論の根本命題に就て(二・完)……………經濟學士 堀 經 夫

時事問題

米國の海運政策に就て……………法學博士 戸田 海市

我が最高經濟政策と海運政策……………法學士 小島昌太郎

雜 錄

比律賓の貿易と海運……………法學士 小島昌太郎

植民地の財政政策に就きて (二)

山本美越 乃

以上二種の方法は凡ての植民地に對して殆んど例外なく之を適用し得べきものなるも、之れ以外に植民地に依りては官業収入も亦好箇の歳入源を形成する場合少しとせず、由來官業には公益を主眼とするものと、政府に収入を得んことを主眼とするものとの別あるも、茲に所謂官業とは寧ろ後者を指すものたり、蓋し公益を主眼として官業を營む場合には、最初より政府に多くの收入を生せんことを豫想し、若くば斯かる豫想の下に其の事業を計畫すべきに非ずして、全く公共の利益の爲めに之を爲すことを目的とせざるべからず、固より公益の爲めにする官業と雖も政府に巨額の収入を齎すこと例へば鐵道・郵便・電信・電話等の如きものありと雖も、是等は公益的官業の性質より論する時は寧ろ偶然の結果と稱するを得べく、最初より斯かる收入を得んことを目的として計畫せられたるものに非ず、然るに植民地の歳入作成の一方法としての官業は、最初より政府に収入を得んことを目的として計畫せられざるべからず、而して此の種の官業は政府自ら製造業に従事するか、或は又直接生産物を販賣して利益を收むることに依りて初めて成立し得べし、若し同種の事業を民營に委ね、之に對する課稅收入を以て政府の必要を充たし得ば、必ずしも

之を官業となさざるべからざる理由なしと雖も、課税収入よりは官業収入の類遙に大にして、且政府の必要を充たさんと欲せば之に依るの他途なき場合に、収入的官業として之を經營するものなるが故に、斯かる點より論ずる時は収入的官業は自ら專賣制度を伴ふに至るものなり、此の種の官業は公益的の官業と異なり昔へは一般に課税の代用に供せられたるより、或は之を消費税徵收の一方法に過ぎすと稱せらるるに至れり、植民地の収入的官業は其の地方に於ける特有の產物と、之が必要供給の關係を精密に調査して然る後之を決定せざるべからずと雖も、從來最も廣く行はるる所のものは鹽・煙草・阿片等の專賣にして、チューニスに於ける火藥・臺灣に於ける樟腦・朝鮮に於ける紅蔘の專賣の如きも亦之に屬す。

專賣制度は生産物の品質の統一及其の事業の監督に特別の注意を要し、或は又生産物の品質に應じて其の價格に細密なる差等を設けんとするが如き場合には、課税制度に依るよりも其の目的を達し得る點に於て優れるものありと雖も、該制度採用の結果は私人の營業の自由に制限を加へ、民業の範圍を小ならしむるの弊を伴ふことは之を免る能はず、又專賣制度の下に於ては收支の概算は年々豫算に計上せらるるが故に、經濟社會の實況に應じて事業の經營及收益の計算に伸縮自在の妙用を缺くことも亦其の短所と稱せざるを得ず、故に植民地の如くに成るべく民業を獎勵して其の範圍を大ならしめ、不斷の開發進歩に應せんが爲めには經濟社會の實況に應じて伸縮自在

1) Reinsch, Colonial Administration, pp. 117 fg.

に事業を經營するの必要頗る大なる所に在りては、專賣制度は常に必ずしも理想的方法と稱すべからずと雖も、尙ほ其の事業の性質上之を民業に委ぬるも自ら獨占的の傾向を生じ、之に對して更に政府の監督を必要とするが如きものは、最初より政府自ら之を經營して其の獨占的性質に伴ふ利益を國庫に收むるの却て便なることあり、斯かる事業の官營は、植民地に於ても亦母國に於けると同じく收入的官業として之が經營を是認すべき理由ありとす。

加之、植民地の特産物は通常植民地内にて消費せらるるよりは寧ろ輸出せらるるもの多きに居るを以て、是等の特産物に對する課税に依りて收入を得んとする方法は、輸出の際に戻税等の手數を要し、又消費税の賦課は往々消費を減少せしめ、不測の損失を事業經營者に負はしむるの危険あるも、專賣制度を採用する時は假令消費の減少するが如き場合に在りても、民業に對しては打撃を與ふることなきを以て、植民地産業の秩序的發達を阻碍するが如き憂少なし、尤も植民地の特産物が植民地内に於て消費せらるるよりは輸出せらるるもの多き事實は、植民地の專賣事業をして母國の專賣事業の如くに有利ならしむること能はざる一原因を成すことは注意するの必要あり、蓋し輸出品は内地消費品の如くに政府の定めたる價格を以て之が消費を強ふること能はずして、專賣價格と稱するも實は政府自ら其の價格を決定するに非ずして常に輸出市場の狀況に依りて左右せらるるを以てなり、例へば我が臺灣に於ける樟腦の價格の歐米市場の狀況に依りて左

右せらるるが如き是れなり。此の如く植民地に於ける專賣は母國の專賣とは多少其の趣を異にせるを以て、母國の專賣法を直ちに適用せんとするも不可なる事情あり。

以上述ぶるが如く植民地の主要なる歳入源を構成すべき三種の方法には各其の特色存すと雖も、就中最も重要にして且母國の制度に比較する時は著しく異なるものは、植民地の課税問題なりとす、故に以下此の問題に關して特に研究を試みんとす。

(註) 植民地の財政政策に就きては米國經濟學協會 (American Economic Association) は嘗て知名の學者 (enfs. Hanlin, Sligman, Shaw, Strobel 等) を委員に擧げ、各國の植民地の財政政策に關する實況を調査せしめしが、該委員は其の調査の結果として一般植民地に適用し得べき根本原則をも稱すべきものを指示せり、這は頗る參考に値すべきを以て左に其の要旨を紹介すべし。¹⁾

(一) 各植民地の財政は絶對的に當該植民地の利益及其の發達を主眼として之を處理し、母國の利益を目的となすべからず。
(二) 世界の各地に於ける植民地に對して詳細なる統一的の財政制度を設くることは不可能たり、各植民地は自己の立點より考察して其の固有の事情に適合すべき制度を設くるを要す。

(三) 各植民地は可及的自給主義に依らしむべきも、母國は植民地の信用に對して保證を與へ或は一時的の立換を爲すは之を妨げず。

(四) 其の住民が未だ鐵道・運河・電信其の他之に類する重要なる公共事業を經營する能力を有せざる未開の植民地に於ては、是等の事業は私設會社に委ねるよりは寧ろ之を政府の手に收め官吏をして其の經營に當らしむるを適當とす。

(五) 歳入源の選擇は當該植民地の經濟上及び社會上の事情を斟酌して之を決定せざるべからず。

(六) 植民地の主要なる經濟問題が外國との通商關係を盛んならしむるにある所に於ては、輸入税は殆んど無きが如き低率の

1) American Economic Association, Essays in Colonial Finance, pp. 17-19.

ものたるを要す。

(七) 經濟的資源の未だ開發せられざる植民地に於ては政府の一般收入は主として之を内地消費税に仰ぐの方針に出でざるべからず、此の場合には課税品と同種の輸入貨物に對しては之に相當する課税を爲すべく、又内地消費税は一般消費の用に供せらるる數種の貨物例へば酒精飲料・阿片米等の如き貨物に主として之を課せざる可からず、若し植民地が砂糖・煙草・麻等の或特殊の貨物の生産に卓越する利便を有する時は、是等の貨物の生産に對して免許税又は之に類似の課税を爲すは適當とするのみならず、斯かる貨物に對しては例外として低率の輸出税を課することも必ずしも不適當なりとせず。

(八) 地方的の歳入は主として不動産・免許税其の他に之に類する特別の課税に之を求め、入市税 (Octroi) 即ち地方的の消費物に對する課税制度を利用することは望ましからず。

(九) 事情の許す限りは財政事務の管掌には土着民を官吏として使用すべし、但し適法に發表せられたる母國政府の意見は最上且最終の權力を有することは勿論なりとす。

(十) 植民地が未だ近世の産業状態を實現するに至らざる過渡期の間は、能ふ限り従來の慣習を持續せしむるを適當とす。

(以下省略)

植民地にして若し其の文化の程度母國と大差なき時は、植民地に於ける課税問題の如き特別の事情ある場合の他は又母國の夫れと大差なかるべしと雖も、母國及植民地間に文化の程度殊に其の經濟的進歩の程度に著しき差異ある時は、植民地に於ける課税問題は極めて困難なる一研究物體を構成するに至る、蓋し文化の程度の未だ幼稚なる社會に在りては弱肉強食の原則は到る處に行はれ治者の階級に屬する者は常に其の必要に應じて部下の財物を沒收し、或は彼等の勞力を酷使して顧みず、部下も亦因習の久しき之を以て彼等の義務と信じ毫も異議を挾む者なし、從て斯

かる社會に在りては富者は常に治者の徴發の目標となり、諸種の名目の下に強制的の徴收に應じ一般住民の負擔は之が爲めに概して輕微なりき、然るに一度母國の統治の下に立つや、母國は植民地の歲入を得んが爲めに文明國に於ける租稅徴收の原則に據り各人の負擔を成るべく公平ならしめ、以て一般住民の間に租稅負擔の脱漏なからしめんことに努む、然れども古來の習慣に馴れたる土民等は、之を以て却て不當の徴發となし容易に其の負擔を肯んせず、從て徴稅上無益の勞費を要すること極めて多く、之が爲めに其の徴收額の大半を失ふが如きことも決して稀なりとせず、凡そ植民地に於ては諸種の産業の奨励及公共事業の完成等の爲めに、殊に財源の充實を計るの必要あるに拘らず、其の基礎となるべき租稅の徴收にして此の如き困難ありとせば、税目の選擇に關しては極めて慎重なる考慮を要す。

一般的に之を論ずる時は植民地に於ける課稅は、最初は直接稅に依るよりも寧ろ間接稅に依るを便とするの理由あり、蓋し直接稅は租稅の負擔者が自ら課稅の必要を理解して其の一部を負擔する意志を有すると共に、又歲出監督の任に當り得べき場合に初めて之が實行を望み得べしと雖も、文化の程度の幼稚なる社會に在りては斯かる觀念未だ發達せざるが故に、假令同額の租稅を徴收するも之を直接稅として徴收するの間接稅として徴收するとの間には、負擔者の實際苦痛を感ずる程度に著しき差異あり、即ち直接稅としては其の負擔を苦痛とするものも、間接稅として

は殆んど苦痛を感せずして不知不識の間に之を負擔せしむることを得べし、加之、斯かる未開の社會に在りては私有財産制度の如きも未だ確定するに至らざるを以て、個人の財産權の範圍頗る明瞭を缺けることも、亦直接税の賦課に一大障礙を與ふるものたり、此の如き實際上の不便あるより、植民地開發の當初に於ては間接税に依るに非ずんば歲入を得ること難し、更に又各種の消費物に對して課せらるべき間接税は、社會の進歩に伴ひ之より生ずる收入を漸次増加せしむるの傾向あるが故に、此の點より論ずるも植民地の財源としては適當せるものと言はざる可からず、然れども由來消費税には又之に附隨せる特殊の缺點あり、即ち歲入増加の目的を以て税率を増加する時は自ら物價を騰貴せしめ、物價騰貴せば消費は減退し爲めに其の增收豫期の如くならざるのみならず、消費者の負擔の過重は延て植民地の一般産業的の活動に重大なる影響を及ぼすべきが故に、富源の開發未だ完からざる植民地に於て歲入作成の一方法として間接税を賦課するも、課税物體は成るべく少數の一般的消費物に限り、其の税率の如きも關税の場合にありては之が爲めに植民地通商の發達を阻礙せざる程度に於て、又内地消費税の場合にありては歲入の減少を來さざる程度に於て、慎重に之を決定せざる可からず。

(甲) 間 接 税

(一) 關稅 關稅即ち貨物が國境を出入する場合に課する所の稅は通常之を輸入稅・輸出稅及通過稅等に分つても、現今文明國に於ては輸出稅の如きは國內産業の發達を妨ぐるものとして之を課することなきに拘らず、植民地に於ては尙ほ其の必要を認め輸入稅と共に廣く行はれつゝあり、然れども關稅中最も重要な歳入源を形成するものは、植民地に於ても亦母國に於けると同じく輸入稅なり。

(イ) 輸入稅 凡そ輸入稅賦課の目的には二あり、一は之に依りて政府に收入を得んとするものにして、他は之を以て國內の産業を保護するの手段に供せんとするもの是れなり、自由政策派の論者等は一般に政府に收入を得んことを目的とする場合の他は關稅は有害無益なりとするも、保護政策派の論者等は之に反して國內の産業を保護せんとする目的を以て外國の競争品に課稅するは毫も非難すべき理由なきとし、所謂保護關稅の不當ならざること主張す、然るに今之を植民地の場合に就きて考ふるに、植民地に輸入せらるべき貨物は、之が生産を植民地に於て保護し發達せしめむが爲めに輸入稅を課するの必要あるが如き場合は稀にして、多くは植民地政府の歳入を得んとする目的を以て輸入品に課稅するものなるが故に、其の性質上より論する時は收入關稅に於て保護關稅に非ず、既に收入關稅の性質を有する以上は其の稅率高きに失する時は却て收入を減少せしむべきを以て、成るべく低率にして然かも成るべく多くの收入を生じ得る課稅物體及稅

率の選定に特に注意せざる可からず。

(註) 今主要なる植民地に於ける植民地輸入税の制度に就きて觀察するに、英國の植民地は概して母國と異なる制度を有し、即ち母國の自由主義若くは無稅主義を原則とするに反して、植民地は有稅主義を採用し、舊に課稅品目の多種なるのみならず、其の稅率の如きも母國の比に非ず、然れども之を他國の植民地に比較する時は尙ほ輕微にして重稅と稱するを得ず、(英領印度の輸入稅率は平均五分西印度以外の皇領植民地は平均一割を越ゆること稀なり、又香港及海峽植民地は東洋貿易の咽喉に當るを以て自由主義に依り關稅を課せず)、是れ一には他國の植民地の如くに保護關稅主義を基礎とせずして主として收入關稅主義に據れると、又植民地貿易の大部分は事實上に於ては母國に對するものなるより、自ら此の如き傾向を呈するに至れるものなり、然るに前世紀の末葉以降母國對植民地間に所謂特惠關稅の制度を設けんとするの議起り、此の主張は歲々共に益々濃厚の度を加へつつあり、唯之が實行に付きて困難を感ずるは、母國對植民地間に特惠關稅制度を布く時は、母國は植民地の貨物に對して特別の恩惠を與ふるの必要あるより、勢ひ他國の輸入品に對しては課稅せざる可からざることとなり、換言せば其の課稅品目を増加するに至るべし、是れ自由主義を標榜せる英國の一大苦痛とする所なり、斯かる理由あるが爲めに特惠關稅制度の實行は英國にとりては極めて重大なる問題として目せられつつあるも、最初より自由主義を採用せざる國に在りては、該制度の實行は左迄困難なる問題に非ざるなり。

佛國の植民地は明かに輸入品に對する課稅制度を異にせる二種の地方より成る、即ち一は佛國以外の他國よりの輸入品に對しては佛本國の關稅率を適用するものにつて、(Martinique, Guadeloupe, Reunion, French Guiana, Saint Pierre, Miquelon, Gaboon, New Caledonia, Indo-China, Madagascar 等の如く)、他は國際關係及諸種の事情の爲めに佛本國の關稅率を適用せずして、別に課稅制度を設くるもの是れなり、(Senegal, French Guinea, Ivory Coast, Dahomey, French Congo, Tahiti, Somaliland, Oceania, 植民地等の如く)、前者に在りては佛本國よりの輸入品に對しては關稅を課せず、唯ちく(Controle)と稱する一種の消費稅を課するのみ、然れども是等の植民地より母國に輸入する貨物に對しては、固より無稅品も少からずと雖も或物は母國の關稅率の半ばを課せられ、又或物は特別の稅率に依りて課稅せらるるが故に、植民地の母國より受くる特典は比較的微小なりと言はざる可からず、獨りアルサエリのみは外國よりの輸入品に對しては佛本國の關稅率に依りて課稅するも、本國との通商は自由なり、是れ蓋しアルサエリは佛國の二州と看做されつつあるに因る。後者に在りてはセネガル及佛領ギニアは外國よりの輸入品に對して低率の課稅を爲し、其の他の西部亞弗利加に於ける植民

地及佛領コロンギーに於ては外國品たるも母國品たるを問はず一様に低率の課税を爲す、而して是等の植民地の産物にして母國に輸入せらるる場合には、特別の規定の存せざる限りは母國の關稅率に據りて輸入税を賦課せらる、又地方に依りては半々法令を以て定むる一定量の貨物は、母國の船舶に依りて母國に輸入せらるる場合に限り之を無税とし、若し此の量を超過する時は課税す(べきこと)を規定せるものもあり、(チヤーンヌスの如し)。

佛國の植民地に於ける關稅徵收の一制度たる母國よりの輸入品に對しては自由主義を採り、外國よりの輸入品に對しては高率の課稅主義を採らんとする方針は、植民地の歳入を得んとする點より論ずる時は不利なる制度と稱せざるを得ず、蓋し關稅を以て植民地の一歳入源たらしめんとせば、輸出國の如何を問はずして一般に低率の課稅を爲すの主義に出でざる可からず、斯くせば低率の課稅を以てするも尙ほ相當の收入を生じ得べしと雖も、最も多く輸入せらるべき母國品を除外する時は、假令外國品に對して高率の課稅を爲すも、之より生ずる收入は到底多きを得ざるべく、從て關稅を以て植民地の一歳入源と爲すを得ざるを以てなり、尤も佛國の植民地にては母國品に對して輸入税を課せざる場合と雖も Octroi のみは之を課するを通常とす、Octroi とは輸入税に酷似せる一種の課稅にして、普通の Octroi は一定の範圍内に於ける地方的の消費物に對して課せられ、之を徵收する地方の收入に充てんことを主たる目的となすも、此の他に又 Octroi de Her と稱するものあり、こは植民地全島の利益の爲めに使用する目的を以て、植民地の一切の港灣を通過する消費物に對して課せらるるものなり、又普通の Octroi は多くは飲食物に對して課せらるるも、Octroi de mer は一般加工品及原料品に對しても課せらる、而して其の輸出國の何れなるかは敢て問ふ所に非ざるを以て、植民地に於ては輸入税を負擔せざる佛本國品と雖も、該税の負擔のみは之を免るること能はざるなり。

和蘭の植民地に於ては前世紀の初期以來、母國の産物及船舶保護の目的より差別的關稅の制度を實行したるも、和蘭人は通商上の技能に於ては到底英米人の敵に非ざるもの如く、斯かる特別の保護の下に母國品に對する植民地の輸入税は極めて低率なりしに拘らず、貿易市場に於て英米人を制し自ら市場を支配すること能はざりしを以て、一八六五年以後漸次差別的關稅率を輕減して終に一八七四年に至りて之を廢止し、同年以後は専ら收入主義に依りて關稅を賦課することとなれり而して其の稅率は一八八六年に至る迄は殆んど一定し、即ち從價約六分を徵收したるも、其の後此の財源より更に多くの收入を得るの必要を生じ、或種の貨物に對しては一割迄増率せらるるに至れり、其の課稅物件の重なるものは織物・酒糖及食料品等なりとす。

(未完)